

令和2年第8回（12月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

No.	議案番号	件名	頁
1	第 66 号議案	吉川市介護福祉総合条例等の一部を改正する条例	1
2	第 67 号議案	吉川市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例	5
3	第 68 号議案	市長及び副市長の給与等に関する条例及び吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	7
4	第 69 号議案	吉川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11
5	第 70 号議案	市道の路線廃止及び認定について	13
6	第 71 号議案	財産の無償譲渡について	19
7	第 72 号議案	財産の処分について	20
8	第 73 号議案	財産の取得について	25
9	第 74 号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	26
10	第 75 号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	27
11	第 76 号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	28
12	第 77 号議案	教育委員会委員の任命について	29
13	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について	31
14	第 78 号議案	令和 2 年度吉川市一般会計補正予算 (第 6 号)	—
15	第 79 号議案	令和 2 年度吉川市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	—
16	第 80 号議案	令和 2 年度吉川市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)	—
17	第 81 号議案	令和 2 年度吉川市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	—
18	第 82 号議案	令和 2 年度吉川市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	—
19	第 83 号議案	令和 2 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)	—
20	第 84 号議案	令和 2 年度吉川市水道事業会計補正予算 (第 2 号)	—
21	第 85 号議案	令和 2 年度吉川市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	—

第66号議案

吉川市介護福祉総合条例等の一部を改正する条例

(吉川市介護福祉総合条例の一部改正)

第1条 吉川市介護福祉総合条例（平成12年吉川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(保険料の延滞金) 第19条の2 略 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する年 14.6パーセントの割合及び年7.3パーセ ントの割合は、各年の <u>延滞金特例基準割合（平 均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に 規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセ ントの割合を加算した割合をいう。以下この項 において同じ。）が年7.3パーセントの割合 に満たない場合には、その年中においては、年 14.6パーセントの割合にあつてはその年 における延滞金特例基準割合に年7.3パーセン トの割合を加算した割合とし、年7.3パーセ ントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合 に年1パーセントの割合を加算した割合（当該 加算した割合が年7.3パーセントの割合を超 える場合には、年7.3パーセントの割合）と</u>	(保険料の延滞金) 第19条の2 略 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する年 14.6パーセントの割合及び年7.3パーセ ントの割合は、各年の <u>特例基準割合（当該年の 前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26 号）第93条第2項の規定により告示された割 合に年1パーセントの割合を加算した割合をい う。以下この項において同じ。）が年7.3パ ーセントの割合に満たない場合には、その年 （以下この項において「特例基準割合適用年」 という。）中においては、年14.6パーセン トの割合にあつては当該特例基準割合適用年 における特例基準割合に年7.3パーセントの割 合を加算した割合とし、年7.3パーセントの 割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセ ントの割合を加算した割合（当該加算した割合</u>

<p>する。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>3及び4 略</p>
--------------------------	--

(吉川市農業集落排水事業分担金条例の一部改正)

第2条 吉川市農業集落排水事業分担金条例（平成16年吉川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 当分の間、第8条第1項に規定する年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。</u>）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセ</u></p>	<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 当分の間、第8条第1項に規定する年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例</u></p>

<p>ントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p><u>基準割合適用年における特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>
---	--

（吉川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第3条 吉川市後期高齢者医療に関する条例（平成19年吉川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（延滞金） 第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>平均貸付割合</u>（<u>租税特別措置法</u>（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合に</p>	<p>（延滞金） 第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、各年の<u>特例基準割合</u>（<u>当該年の前年に租税特別措置法</u>（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年</p>

<p>は、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>3及び4 略</p>
--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の吉川市介護福祉総合条例第19条の2第2項の規定、第2条の規定による改正後の吉川市農業集落排水事業分担金条例附則第2項の規定及び第3条の規定による改正後の吉川市後期高齢者医療に関する条例第6条第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和2年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が公布され、延滞金の割合の名称である特例基準割合が延滞金特例基準割合に改正されること等に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

第67号議案

吉川市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

吉川市都市計画下水道事業受益者負担金条例（平成2年吉川町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p data-bbox="293 748 376 779">附 則</p> <p data-bbox="245 882 395 913"><u>（施行期日）</u></p> <p data-bbox="220 945 804 1039">1 <u>この条例は、平成3年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="245 1137 523 1169"><u>（延滞金の割合の特例）</u></p> <p data-bbox="220 1200 804 2007">2 <u>当分の間、第10条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割</u></p>	<p data-bbox="904 748 987 779">附 則</p>

<p><u>合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</u></p>	<p><u>この条例は、平成3年4月1日から施行する。</u></p>
---	-------------------------------------

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

令和2年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が公布され、地方税の延滞金に係る規定が改正されることから、これに倣い、下水道事業受益者負担金の延滞金について所要の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第68号議案

市長及び副市長の給与等に関する条例及び吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年吉川町条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の <u>220</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の <u>225</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

第2条 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の<u>22.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の<u>22.0</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

(吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年吉川町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が</p>

<p>満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の<u>220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の<u>225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
---	---

第4条 吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の<u>222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の<u>220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
-----------	-----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給額を改定したいので、この案を提出するものである。

第69号議案

吉川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 吉川市職員の給与に関する条例（昭和32年吉川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の<u>125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の<u>125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の<u>130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の<u>130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>

第2条 吉川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前

<p>(期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の<u>127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の<u>127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の<u>125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の<u>125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

人事院勧告の趣旨を踏まえ、一般職の職員の期末手当の支給額を改定したいので、この案を提出するものである。

第70号議案

市道の路線廃止及び認定について

次のとおり市道の路線廃止及び路線認定をすることについて議決を求める。

1 路線廃止

路線名	起 点	終 点
1-1212	大字上内川字玄番904番地先	大字上内川字玄番909番地先
3-674	大字半割字裏427番1地先	大字半割字裏417番地先
3-675	大字飯島字堤通15番1地先	大字飯島字堤通22番地先
3-677	大字飯島字堤通38番1地先	大字飯島字堤通31番地先
3-977	大字加藤字後990番地先	大字加藤字後980番地先
3-672	大字半割字裏352番1地先	大字半割字裏365番地先
3-485	大字半割字裏408番1地先	大字半割字裏380番1地先
3-378	大字加藤字後725番1地先	大字吉屋字下525番1地先
3-344	大字加藤字後747番地先	大字加藤字後756番5地先
3-668	大字加藤字後853番1地先	大字加藤字後849番地先
3-670	大字加藤字後931番1地先	大字加藤字後959番地先
3-894	大字吉屋字下543番地先	大字吉屋字下551番地先
3-895	大字吉屋字下539番地先	大字吉屋字下528番地先
3-896	大字吉屋字下538番地先	大字吉屋字下525番地先
3-322	大字吉屋字下783番地先	大字吉屋字下565番地先
3-891	大字吉屋字下748番地先	大字吉屋字下757番地先
3-545	大字平方新田字江戸川通1260番地先	大字平方新田字江戸川通1038番地先
3-877	大字平方新田字江戸川通1046番地先	大字平方新田字江戸川通1042番地先
3-879	大字平方新田字江戸川通1055番1地先	大字平方新田字江戸川通1052番地先
3-881	大字平方新田字江戸川通1064番地先	大字平方新田字江戸川通1072番地先

3-846	大字平方新田字江戸川通1010 番地先	大字平方新田字江戸川通1014 番地先
3-847	大字平方新田字江戸川通1020 番地先	大字平方新田字江戸川通1026 番地先
3-848	大字平方新田字江戸川通1033 番地先	大字平方新田字江戸川通1034 番地先
3-405	大字深井新田字宿道下2627番 地先	大字深井新田字宿道下2455 番地先
3-524	大字深井新田字宿道下2733番 地先	大字深井新田字宿道下2415 番地先
3-526	大字深井新田字宿道下2725番 地先	大字深井新田字宿道下2388 番地先
3-829	大字深井新田字宿道下2454番 地先	大字深井新田字宿道下2451 番地先
3-203	大字上笹塚字江戸川通1698番 地先	大字深井新田字宿道上2386 番地先
3-508	大字深井新田字宿道上2168番 地先	大字深井新田字宿道上2096番 地先
3-509	大字深井新田字宿道上2296番 地先	大字深井新田字宿道上2328番 地先
3-511	大字深井新田字宿道上2310番 地先	大字深井新田字宿道上2350番 地先
3-1208	大字深井新田字宿道上2357番 地先	大字深井新田字宿道上2354番 地先
3-810	大字深井新田字宿道上2038番 地先	大字深井新田字宿道上2062番 地先
3-506	大字深井新田字宿道上2130番 地先	大字深井新田字宿道上2067番 地先
3-1204	大字深井新田字宿道上2038番	大字深井新田字宿道上2064番

	地先	地先
3-301	大字深井新田字宿道上2034番 地先	大字深井新田字宿道上2386番 地先
3-304	大字深井新田字宿道下2389番 地先	大字深井新田字宿道下2455番 地先
3-306	大字平方新田字江戸川通1000 番地先	大字平方新田字江戸川通1079 番地先
3-320	大字平方新田字古堤580番93 地先	大字吉屋字下525番地先
3-337	大字平方新田字亀ノ甲117番地 先	大字半割字裏380番地先
3-340	大字半割字裏416番3地先	大字三輪野江字蓮沼2320番地 先
3-517	大字深井新田字宿道下2387番 地先	大字深井新田字宿道下2458番 地先
3-518	大字深井新田字宿道下2389番 地先	大字深井新田字宿道下2492番 地

2 路線認定

路線名	起 点	終 点
1-1212	大字上内川字玄番904番地先	大字上内川字玄番889番1地先
3-674	大字半割字裏427番1地先	大字半割字裏420番3地先
3-675	大字飯島字堤通15番1地先	大字飯島字堤通21番1地先
3-677	大字飯島字堤通38番1地先	大字飯島字堤通33番地先
3-977	大字加藤字後990番地先	大字加藤字後981番3地先
3-672	大字半割字裏352番1地先	大字半割字裏367番1地先
3-485	大字半割字裏408番1地先	大字半割字裏381番1地先
3-378	大字加藤字後725番1地先	大字吉屋字下525番1地先
3-344	大字加藤字後747番地先	大字加藤字後750番1地先
3-668	大字加藤字後853番1地先	大字加藤字後848番1地先

3-670	大字加藤字後931番1地先	大字加藤字後960番1地先
3-894	大字吉屋字下542番1地先	大字吉屋字下550番2地先
3-895	大字吉屋字下528番1地先	大字吉屋字下528番1地先
3-896	大字吉屋字下528番1地先	大字吉屋字下528番3地先
3-322	大字吉屋字下783番地先	大字吉屋字下758番1地先
3-891	大字吉屋字下748番地先	大字吉屋字下757番地先
3-545	大字平方新田字江戸川通1260番地先	大字平方新田字江戸川通1036番1地先
3-877	大字平方新田字江戸川通1046番地先	大字平方新田字江戸川通1044番1地先
3-879	大字平方新田字江戸川通1055番1地先	大字平方新田字江戸川通1053番1地先
3-881	大字平方新田字江戸川通1075番2地先	大字平方新田字江戸川通1072番1地先
3-846	大字平方新田字江戸川通1011番1地先	大字平方新田字江戸川通1014番1地先
3-847	大字平方新田字江戸川通1022番1地先	大字平方新田字江戸川通1026番1地先
3-848	大字平方新田字江戸川通1034番3地先	大字平方新田字江戸川通1034番1地先
3-405	大字深井新田字宿道下2627番地先	大字深井新田宿道下2456番1地先
3-524	大字深井新田字宿道下2733番地先	大字深井新田字宿道下2408番地先
3-526	大字深井新田字宿道下2725番地先	大字深井新田字宿道下2443番地先
3-829	大字深井新田字宿道下2452番1地先	大字深井新田字宿道下2451番1地先
3-203	大字上笹塚字江戸川通1698番	大字深井新田字宿道下2385番

	地先	1 地先
3-508	大字深井新田字宿道上2168番 地先	大字深井新田字宿道上2099番 1 地先
3-509	大字深井新田字宿道上2296番 地先	大字深井新田字宿道上2321番 2 地先
3-511	大字深井新田字宿道上2310番 地先	大字深井新田字宿道上2346番 1 地先
3-810	大字深井新田字宿道上2063番 3 地先	大字深井新田字宿道上2062番 3 地先
3-506	大字深井新田字宿道上2130番 地先	大字深井新田字宿道上2069番 1 地先
3-301	大字深井新田字宿道上2034番 地先	大字深井新田字宿道上2386番 1 地先
3-304	大字深井新田字宿道下2389番 2 地先	大字深井新田字宿道下2456番 地先
3-306	大字平方新田字江戸川通1001 番地先	大字平方新田字江戸川通1079 番地先
3-320	大字平方新田字古堤580番93 地先	大字吉屋字下525番9地先
3-337	大字平方新田字亀ノ甲117番7 地先	大字半割字裏380番1地先
3-340	大字半割字裏416番3	大字三輪野江字蓮沼2320番地 先
3-517	大字深井新田字宿道下2446番 2 地先	大字深井新田字宿道下2458番 地先
3-518	大字深井新田字宿道下2459番 2 地先	大字深井新田字宿道下2492番 地先
3-1382	大字加藤字後721番1地先	大字加藤字後722番1地先

令和2年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

大字上内川地内における学校法人の園舎建て替えに伴う市道払下げ、国土交通省による江戸川堤防強化対策事業及び大字加藤地内における道路認定の錯誤により、起点又は終点に変更となる路線について廃止及び認定をしたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

第71号議案

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡することについて議決を求める。

1 財産の種類 土地

2 所在地等

所在地	地目	公簿面積 (㎡)
吉川市大字三輪野江字宅地付1582番1	宅地	118.17

3 譲渡の相手方 住所 埼玉県吉川市大字三輪野江1582番地1

氏名又は名称 吉川市下組自治会

代表者職氏名 会長 秋山耕一

令和2年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

現在、吉川市下組自治会の集会所用地として使用している土地を当該自治会に無償で譲渡したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、この案を提出するものである。

第72号議案

財産の処分について

次のとおり財産を処分することについて議決を求める。

- 1 財産の種類 土地
- 2 場所及び面積

場 所	面積 (㎡)
吉川市大字三輪野江字北2496番2	3.77
吉川市大字三輪野江字北2496番3	26.35
吉川市大字飯島字堤通6番2	4.86
吉川市大字飯島字堤通6番3	24.77
吉川市大字飯島字堤通6番4	97.70
吉川市大字飯島字堤通22番2	4.66
吉川市大字飯島字堤通22番3	25.36
吉川市大字飯島字堤通23番2	4.76
吉川市大字飯島字堤通23番3	25.32
吉川市大字飯島字堤通23番4	99.12
吉川市大字飯島字堤通31番2	99.58
吉川市大字飯島字堤通31番3	4.85
吉川市大字飯島字堤通31番4	25.22
吉川市大字半割字裏364番2	29.81
吉川市大字半割字裏364番3	98.33
吉川市大字半割字裏365番2	31.19
吉川市大字半割字裏378番2	31.32
吉川市大字半割字裏378番3	103.17
吉川市大字半割字裏380番2	8.83
吉川市大字半割字裏380番3	30.32
吉川市大字半割字裏381番2	2.09
吉川市大字半割字裏415番3	13.30
吉川市大字半割字裏416番2	28.46

吉川市大字半割字裏4 1 6 番 6	3. 5 6
吉川市大字半割字裏4 1 6 番 7	3 1. 5 4
吉川市大字半割字裏4 1 6 番 8	1 0 2. 8 5
吉川市大字半割字裏4 1 7 番 2	2 9. 6 1
吉川市大字加藤字後 7 4 3 番	1 4 4. 2 5
吉川市大字加藤字後 7 4 9 番 2	8 6. 1 3
吉川市大字加藤字後 7 5 5 番 6	1. 6 0
吉川市大字加藤字後 7 5 5 番 7	4. 1 2
吉川市大字加藤字後 7 5 6 番 1	1 1. 5 6
吉川市大字加藤字後 7 5 6 番 3	1 5. 9 2
吉川市大字加藤字後 7 5 7 番 7	1 9. 5 4
吉川市大字加藤字後 7 5 7 番 8	3. 0 2
吉川市大字加藤字後 7 5 8 番 2	6. 9 9
吉川市大字加藤字後 8 4 9 番 3	2 6. 0 8
吉川市大字加藤字後 9 5 6 番 3	3. 3 5
吉川市大字加藤字後 9 5 6 番 4	2 2. 7 7
吉川市大字加藤字後 9 5 6 番 5	8 6. 2 2
吉川市大字加藤字後 9 5 9 番 3	2 7. 6 5
吉川市大字加藤字後 9 7 9 番 2	2 7. 8 2
吉川市大字加藤字後 9 7 9 番 3	9 1. 5 4
吉川市大字加藤字後 9 8 0 番 2	2 9. 7 6
吉川市大字平方新田字亀ノ甲 1 1 7 番 8	2 0. 9 3
吉川市大字吉屋字下 5 2 5 番 1 2	1 9 7. 5 6
吉川市大字吉屋字下 5 2 8 番 7	2 4 7. 3 7
吉川市大字吉屋字下 5 3 5 番 8	3. 4 9
吉川市大字吉屋字下 5 3 5 番 9	6 2. 9 2
吉川市大字吉屋字下 5 4 0 番 2	1 5. 0 0
吉川市大字吉屋字下 5 4 0 番 3	5 3. 9 5
吉川市大字吉屋字下 5 4 1 番 3	9. 9 4

吉川市大字吉屋字下543番11	22.53
吉川市大字吉屋字下545番2	11.13
吉川市大字吉屋字下565番2	290.60
吉川市大字吉屋字下567番4	1.10
吉川市大字吉屋字下761番4	184.15
吉川市大字吉屋字下780番2	22.77
吉川市大字平方新田字江戸川通1001番2	31.03
吉川市大字平方新田字江戸川通1005番2	131.95
吉川市大字平方新田字江戸川通1009番2	32.33
吉川市大字平方新田字江戸川通1010番3	32.28
吉川市大字平方新田字江戸川通1010番4	106.64
吉川市大字平方新田字江戸川通1019番2	31.97
吉川市大字平方新田字江戸川通1020番2	31.95
吉川市大字平方新田字江戸川通1020番3	105.51
吉川市大字平方新田字江戸川通1032番2	31.57
吉川市大字平方新田字江戸川通1033番2	31.51
吉川市大字平方新田字江戸川通1033番3	104.05
吉川市大字平方新田字江戸川通1037番2	31.45
吉川市大字平方新田字江戸川通1039番2	31.37
吉川市大字平方新田字江戸川通1039番3	103.64
吉川市大字平方新田字江戸川通1042番2	30.10
吉川市大字平方新田字江戸川通1050番3	30.09
吉川市大字平方新田字江戸川通1050番4	99.34
吉川市大字平方新田字江戸川通1052番2	28.44
吉川市大字平方新田字江戸川通1059番4	28.43
吉川市大字平方新田字江戸川通1059番5	93.85
吉川市大字平方新田字江戸川通1063番2	124.24
吉川市大字平方新田字江戸川通1063番3	1.65
吉川市大字平方新田字江戸川通1064番2	25.56

吉川市大字深井新田字宿道下 2 3 8 8 番 3	6 1. 2 4
吉川市大字深井新田字宿道下 2 3 8 9 番 3	1 9. 3 6
吉川市大字深井新田字宿道下 2 4 1 5 番 3	1 1. 1 5
吉川市大字深井新田字宿道下 2 4 1 6 番 3	8. 6 9
吉川市大字深井新田字宿道下 2 4 1 6 番 4	4 1. 8 7
吉川市大字深井新田字宿道下 2 4 4 7 番 2	2 5. 2 3
吉川市大字深井新田字宿道下 2 4 5 4 番 2	1 1. 0 1
吉川市大字深井新田字宿道下 2 4 5 4 番 3	2 5. 4 3
吉川市大字深井新田字宿道下 2 4 5 4 番 4	8 3. 5 7
吉川市大字深井新田字宿道下 2 4 5 5 番 2	3 0. 2 9
吉川市大字深井新田字宿道下 2 4 5 9 番 4	3. 2 6
吉川市大字深井新田字宿道上 2 0 4 0 番 3	2. 8 5
吉川市大字深井新田字宿道上 2 0 6 4 番 4	5 2. 4 1
吉川市大字深井新田字宿道上 2 0 6 4 番 5	1 0 6. 2 2
吉川市大字深井新田字宿道上 2 0 6 7 番 3	2 2. 3 0
吉川市大字深井新田字宿道上 2 0 9 4 番 3	1 8. 5 8
吉川市大字深井新田字宿道上 2 0 9 4 番 4	6 9. 9 5
吉川市大字深井新田字宿道上 2 0 9 6 番 2	7 1. 6 1
吉川市大字深井新田字宿道上 2 0 9 6 番 3	6. 2 7
吉川市大字深井新田字宿道上 2 3 5 0 番 3	3 7. 8 0
吉川市大字深井新田字宿道上 2 3 1 1 番 2	2 1. 7 2
吉川市大字深井新田字宿道上 2 3 2 8 番 3	1 2 4. 9 8
吉川市大字深井新田字宿道上 2 3 5 2 番 3	9 9. 2 4
吉川市大字深井新田字宿道上 2 3 8 6 番 3	1 2 0. 6 0
合 計	5 1 1 7. 0 4

3 処 分 金 額 2 9, 6 7 8, 8 3 2 円

4 契約の相手方 住所 千葉県野田市宮崎 1 3 4 番地

氏名 分任支出負担行為担当官

関東地方整備局 江戸川河川事務所長 岩見洋一

令和2年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

国土交通省が施工する江戸川堤防強化対策事業のため、河川用地となる土地について処分したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第3条の規定により、この案を提出するものである。

第73号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて議決を求める。

- 1 取得する財産 大型提示装置
- 2 納入場所 吉川市立吉川小学校 他11校
- 3 納期限 令和3年3月12日
- 4 取得金額 17,763,240円
- 5 契約の相手方 住 所 埼玉県三郷市大広戸822番地3
氏名又は名称 株式会社わせだ
代表者職氏名 代表取締役 海老原幸久

令和2年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川市立小中学校12校において活用するテレビモニター、プロジェクター等の大型提示装置を取得したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第3条の規定により、この案を提出するものである。

第74号議案

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区汚水・雨水管渠布設工事（その5）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 契約締結日から令和3年3月31日まで
- 4 請負金額 変更前 341,995,500円
変更後 338,602,000円
- 5 請負業者 住 所 埼玉県さいたま市桜区大字神田3番地7
氏名又は名称 開道建設業協同組合
代表者職氏名 代表理事 杉本正輝

令和2年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

令和2年6月11日付けで効力が発生した吉川美南駅東口周辺地区汚水・雨水管渠布設工事（その5）の請負契約について、近接工事の仮設工法変更、盛土工事の進捗状況の影響等に伴い、一部工事の見直しが必要なことから、請負金額の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第75号議案

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区盛土工事（その9）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 契約締結日から令和3年3月31日まで
- 4 請負金額 変更前 327,580,000円
変更後 423,731,000円
- 5 請負業者 住 所 埼玉県さいたま市南区鹿手袋3丁目23番30号
氏名又は名称 シン建工業株式会社
代表者職氏名 代表取締役 北清太郎

令和2年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

令和2年6月11日付けで効力が発生した吉川美南駅東口周辺地区盛土工事（その9）の請負契約について、建設発生土の搬入状況を踏まえ、盛土材料を場内土の転用に切り替えるとともに、埋設物撤去を実態に即した量に見直すため、請負金額の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第76号議案

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区橋梁工事（その2）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 契約締結日から令和3年3月15日まで
- 4 請負金額 変更前 149,930,000円
変更後 152,977,000円
- 5 請負業者 住 所 埼玉県さいたま市緑区東浦和1丁目21番地3
氏名又は名称 株式会社内田緑化興業
代表者職氏名 代表取締役 内田香

令和2年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

令和2年6月11日付けで効力が発生した吉川美南駅東口周辺地区橋梁工事（その2）の請負契約について、現地で想定を上回る地下水が発生したことから、仮設工法を変更し施工の安全性を確保するため、請負金額の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第77号議案

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 中島新太郎

生年月日 ○○○○○○○○○○○

令和2年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

教育委員会委員の中島新太郎氏が令和2年12月22日をもって任期満了となるため、再度任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 中島新太郎

生年月日 ○○○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○○○

経 歴

昭和48年	4月から	吉川町立南中学校教諭
昭和56年	3月まで	
昭和56年	4月から	吉川町立中央中学校教諭
平成元年	3月まで	
平成元年	4月から	越谷市立西中学校教諭
平成3年	3月まで	
平成3年	4月から	吉川町立南中学校教頭
平成6年	3月まで	
平成6年	4月から	吉川町立中央中学校教頭
平成8年	3月まで	
平成8年	4月から	吉川市立中央中学校教頭
平成9年	3月まで	
平成9年	4月から	春日部市立大增中学校校長
平成12年	3月まで	
平成12年	4月から	吉川市立中央中学校校長
平成14年	3月まで	
平成14年	4月から	吉川市教育委員会副参事兼学校教育課長
平成16年	3月まで	
平成16年	4月から	松伏町立松伏小学校校長
平成19年	3月まで	
平成19年	4月から	吉川市立北谷小学校校長
平成21年	3月まで	
平成21年	4月から	吉川市立中央公民館館長
平成26年	3月まで	
平成28年	12月から	吉川市教育委員会委員
現在に至る		

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員として次の者を推薦したいので意見を求める。

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 立澤秀子

生年月日 ○○○○○○○○○○○

令和2年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

人権擁護委員の立澤秀子氏が令和3年3月31日をもって任期満了となるため、再度推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 立澤秀子

生年月日 ○○○○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

経 歴

昭和54年	4月から	八潮市立八潮第七小学校勤務
昭和55年	3月まで	
昭和58年	7月から	○○○○○○○○○○○○
現在に至る		
平成7年	4月から	吉川町立中曽根小学校PTA会長
平成8年	3月まで	
平成8年	4月から	吉川市立中曽根小学校PTA会長
平成9年	4月まで	
平成13年	12月から	吉川市民生委員・児童委員・主任児童委員
平成28年	11月まで	
平成17年	5月から	吉川市立南中学校学校評議員
平成19年	3月まで	
平成21年	5月から	吉川市立南中学校学校評議員
平成23年	3月まで	
平成23年	5月から	吉川市国際友好協会副会長
平成30年	5月まで	
平成30年	5月から	吉川市国際友好協会会長
現在に至る		
平成24年	4月から	吉川市人権擁護委員
現在に至る		